

◆【資料】事業者を対象とする主な支援制度（中津市の情報を参考にしています）

No.	制度・手続名	概要	対象者	問合せ先
①	<<国>> 持続化給付金 ※詳細は別紙リーフレットをご覧ください。	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給するもの。 （法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内）	【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者	持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120-115-570 （IP電話専用回線） 03-6831-0613 ※受付時間 8：30～19：00
②	<<国>> 雇用調整助成金	感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成するもの。 ○助成率 大企業3/4、中小企業9/10(最大) ○支給限度日数 1年間で100日、3年150日＋緊急対応期間	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	大分労働局大分助成金センター ☎ 097-535-2100
③	<<国>> 小学校休業等対応助成金	感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業者に対する助成金です。 ○支給額 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限 8,330円	労働基準法の年次休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター ☎ 0120-60-3999 （厚生労働省委託）
④	<<国・市>> セーフティネット保証4号	感染症により売上高等が減少している指定業種に属する中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。	最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者	中津市役所 商工・雇用政策課 ☎ 22-1111 （内：394）
⑤	<<国・市>> セーフティネット保証5号		国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者	
⑥	<<県>> 新型コロナウイルス感染症緊急対応特別資金	新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業の方を支援するための融資制度です。	県内で、同一の事業を継続して6ヶ月以上行っており、新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少することが見込まれる事業者	取扱金融機関 （県内に支店がない金融機関等、該当しない金融機関があります）

No.	制度・手続名	概要	対象者	問合せ先
⑦	《市》 大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」にかかる利子補給	大分県の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策特別資金特別融資により借入を行った中小企業者等に対して、利子補給を行う制度です。 ○利子補給期間 借入後当初3年間 ○利子補給の額 融資を受けた借入金のうち運転資金（上限1,000万円）にかかる利子（年利1.3%）相当額	○適用対象 （1）中津市内で事業を営んでいること （2）市税の滞納がないこと （3）申込みを行う対象となる融資について、他の利子補給措置を受けていないこと。 ※大分県の特別資金制度の創設日（令和2年3月5日）に遡って対象となります。	中津市役所 商工・雇用政策課 ☎ 22-1111 （内：394）
⑧	《市》 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等賃料補助金	店舗や事務所等の家賃の一部について補助金を支給する制度です。 ○対象期間：令和2年4～6月分 ○補助率：家賃の8/10 ○上限額：各月5万円（最大15万円）	○適用対象 （1）中津市内で事業を営んでいる中小企業者 （2）市税の滞納がないこと （3）前年同月比で30%以上の売上減少が生じている者	中津市役所 商工・雇用政策課 ☎ 22-1111 （内：394）
⑨	《国》 小規模事業者持続化補助金の加点措置	小規模事業者の販路開拓等を支援する「小規模事業者持続化補助金」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対し補助金の採択審査において加点措置を行います。中津市では、加点対象事業者となる証明書を発行します。	10%以上の売上減少が生じている小規模事業者	中津商工会議所 ☎ 22-2250 中津市しもげ商工会 ☎ 54-2073 証明書の発行 中津市役所 商工・雇用政策課 ☎ 22-1111 （内：394）

◆支払い猶予・減免に関するもの（中津市の資料から抜粋しています）

No.	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
⑩	市税の納税猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時に納付することが困難な場合、損失を受けた費用等に応じて分割納付や1年間の納税猶予が認められる場合があります。	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時に納付することが困難な方	中津市役所 収納課 ☎22-1117 (直通)
	国民年金保険料の免除等	保険料の納付が経済的に困難となる方について、保険料の免除・一部免除・納付猶予が申請により認められる場合があります。	失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など	中津市役所 保険年金課 ☎22-1111 (内：266)
	国民健康保険税の減免や徴収猶予	保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない方について、保険料の減免や分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	中津市役所 保険年金課 ☎22-1111 (内：314)
	後期高齢者医療の保険料の徴収猶予等	保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない方について、保険料の分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	中津市役所 保険年金課 ☎22-1111 (内：323)
	介護保険の保険料の減免や徴収猶予等	保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない方について、保険料の減免や分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	中津市役所 介護長寿課 ☎22-1111 (内：731)
	介護保険利用者負担額の減免	事業の廃止や失業等により、要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が減少した場合、申請により減免が認められる場合があります。	事業の廃止や失業等の理由で、要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、著しく減少したと認める場合	中津市役所 介護長寿課 ☎22-1111 (内：731)
	水道料金及び下水道使用料等の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に水道料金及び下水道使用料等の支払が困難となる方を対象として、支払い猶予等を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に水道料金及び下水道使用料等の支払が困難となる方	上下水道お客様センター ☎24-1382 上下水道部総務課 ☎24-1234
	ケーブルネットワーク使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的にケーブルネットワーク使用料の支払が困難となる方について、申請により支払を猶予します。	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由でケーブルネットワーク使用料を一時に支払うことが困難な方	企画観光部 情報統計課 ☎22-1111 (内：611)